

薬誤投与で死亡

病院報告を怠る

川崎市

川崎市多摩区の市立多摩病院で2017年、男性患者が別の患者に使用予定だった人工透析用の薬を投与されて死亡した事件で、病院が、国の医療事故調査制度に基づく指定機関「医療事故調査・支援センター」に報告していなかったことがわかった。

10日の市議会予算審査特別委員会で、三宅隆介議員（無所属）の一般質問に対し、市が明らかにした。病院による報告は、事件が報

道で明らかになった後の8日だったという。

医療事故で患者が死亡した場合、病院は医療法に基づき、内部調査結果を同センターに報告することが義務づけられている。事件からは8年がたっており、医療法違反の可能性もある。

森有作病院局長は10日の答弁で、病院側が「（報告には）遺族の了承が必要だと誤って認識していた」と説明した。市は今後、病院への立ち入り検査を行う。

事件を巡っては、県警が2月14日、薬を投与した元臨床工学技士の男（62）を業務上過失致死容疑で横浜地検に書類送検している。